

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関 係 事 業 主 殿

令和7年12月1日
(一社)長野県労働基準協会連合会
(一社)松本労働基準協会
各労働基準協会

安全衛生推進者能力向上教育（初任時）

開催のご案内

安全衛生推進者は養成講習を修了された後も、職場において実務に的確に対応する能力をさらに身につけていただくことが大切です。

このため労働安全衛生法では、「事業者は、安全衛生推進者に対する能力向上を図るための教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない(法第19条の2)」と定められています。

また、厚生労働大臣は、この教育の適切かつ有効な実施を図るため、「能力向上教育指針」(平成18.3.31 公示第5号)を公表しています。

当連合会では、能力向上教育指針のカリキュラムに基づいて、下記により開催します。

つきましては、対象となります安全衛生推進者のご出席につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対 象 者 安全衛生推進者の資格を有する方

- (1) 安全衛生推進者の業務に初めて従事される方
- (2) 安全衛生推進者に選任され、おおむね5年を経過する方
- (3) 前回の能力向上教育受講後、おおむね5年を経過する方

2. 講習の日時、会場、締切日、定員

※8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和8年1月29日(木) 8時40分から受付をし、9時開講です。			
会 場	松本安全衛生センター 松本市神林7107-55			
締 切 日	令和8年1月19日(月)	定 員	70 名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

3. 申込方法

- (1) 申 込 先 最寄りの労働基準協会へお申込み下さい。(所在地は申込書の裏面に掲載してあります)
- (2) 提出書類 受講申込書(受講料、テキスト代を添えてお願いします。)

4. 受講料(消費税含む)

労働基準協会会員事業場在籍者	1名	11,000円	〔内訳：本体 10,000円 消費税(10%) 1,000円〕
〃 会員外 〃	1名	14,300円	〔内訳：本体 13,000円 消費税(10%) 1,300円〕

5. テキスト代(消費税含む) ※テキスト代は改定される場合があります。

「安全衛生推進者の実務」 1冊 2,420円〔内訳：本体 2,200円 消費税(10%)： 220円〕

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い（またはお振込み）ください。

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具を携行してください。
- (2) 申込み受付後の取消しは1月22日までとし、その後の取消及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。

7. 講習科目・時間・講師

	講習科目及び範囲	時間	講師
第一日目	オリエンテーション	8:55～	
	安全衛生管理の進め方 ・安全衛生推進者の役割と職務 ・労働衛生管理 ・労働災害の原因の調査と再発防止対策	9:00～12:00	さくらい環境安全コンサルタント 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優 氏
	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	13:00～15:00	
	安全衛生教育 ・安全衛生教育の方法 ・作業標準の作成と周知	15:00～16:00	
	関係法令 ・労働安全衛生法令	16:00～17:00	
	修了式	17:00～	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。また、昼休みはカリキュラムのとおりです。

8. 修了証の交付

全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、1月20日以後に受講申し込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。（郵送代460円ご負担下さい。）

9. その他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。

太枠内及び受講票の受講者氏名欄へ記入して下さい。※印内は記入しないこと。

太線内は、修了証の記載事項になりますので特に正確に記入して下さい。

1月29日 松本市会場

安全衛生推進者能力向上教育（初任時）受講申込書

フリガナ		協会名	受講 No.
氏名		※	※
※字体等不明瞭な場合は後日交付になります。送料はご負担ください。			
生年月日	昭和 平成	年	月 日
現住所 〒番号必須	〒	—	都・道・府・県
		労働基準協会会員関係 加入されている労働基準協会名を【 】内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に〇をご記入下さい。 【 】労働基準協会 ・ 会員外	
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 〒 — 事業場所在地 申込担当者所属 事業場名 申込担当者氏名 事業主職氏名 TEL () FAX ()			

（一社）長野県労働基準協会連合会長 殿

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生法等の法規に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等を行うもので、個人情報保護法により、目的以外に使用すること、第三者への提供等は禁止されております。個人情報は当連合会が責任を持って厳重に管理しております。

協会 使用欄	受講料 ¥11,000—(会員) ¥14,300—(会員外)	テキスト代 ¥2,420—	※領収月日 /	※領収者	※受講番号
-----------	-----------------------------------	------------------	------------	------	-------

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい。

安全衛生推進者能力向上教育（初任時）受講票 ※8時55分からオリエンテーションを行います。

※協会名	※受講 No.	受講者氏名	講習月日 R 8 年 1 月 2 9 日 講習会場 松本安全衛生センター

※8時40分からこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。

※会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意ください。

※1日目	
------	--

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3 階 301 号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3 丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社) 長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277
-------------------------	---	-----------------------

会場案内図



所在地：松本市神林 7 1 0 7 - 5 5 (松本臨空工業団地)
 電話：0 2 6 3 - 4 0 - 4 4 1 1
 交通：
 松本インターより 8km、塩尻北インターより 7km
 タクシー：JR 松本駅より約 25 分、平田駅より約 20 分
 アルピコ交通バス：臨空工業団地入口下車 徒歩 20 分



第 1 駐車場が満車の時は第 2 駐車場へ駐車して下さい。